

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例 の一部改正概要

改正の趣旨・背景

「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例」に基づき、特定の土地利用行為を行う場合には、町長との事前協議を義務付けている。しかしながら、町長との事前協議を経ずに土地利用行為が行われている事例があることから、本条例の実行性（違反行為の抑制の実効性）を高めるため、公表規定の改正と罰則規定の新設を行う。

概 要

1 公表規定の改正

●現状

町長との事前協議が義務付けられている土地利用行為について、次のいずれかに該当するときは、町長は当該土地利用行為者に対して、必要な措置を講じるよう勧告することができ、また、当該土地利用行為者が、正当な理由がなく当該勧告に応じないときは、その行為者の氏名、住所等を公表することができる。

- (1) 事前協議が終了する前に土地利用行為に着手したとき。
- (2) 事前協議の書類について虚偽の提出をしたとき。
- (3) 自然保護対策要綱の基準に適合しないときの町長の助言又は指導に対し、必要な措置をとらなかったとき。

主な改正内容

公表の対象者を、土地利用行為者だけでなく、宅地開発や建築物に係る設計者及び工事施工者（請負工事の下請人を含む。）に広げる。

2 罰則規定の新設

上記の(1)又は(2)に該当し、町長の勧告に従わない場合には、必要な措置を講ずるよう命じる規定（命令規定）を新たに規定した上で、当該命令に違反した者に対する罰則規定を設ける。

主な改正内容

- ・ 命令に違反した者に、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金を科す。
- ・ 行為者のみならず、その法人等に対しても罰金刑を科す。